# 枚方市監査委員告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和5年(2023年)4月28日

枚方市監査委員勝山武彦同分林義一同西田政充同上野尚子

## 1. 通知を行った者の氏名等

枚方市教育委員会委員長 尾 川 正 洋 令和5年(2023年)4月11日付け教総給第3号 「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について(通知)」

通知を受けた日
令和5年(2023年)4月12日

# 3. 監査の結果に関する報告

令和 4 年 (2022 年) 12 月 27 日付け枚監査第 1134 号 「定期監査等の結果について」

## 4. 講じた措置の内容

(1)対象部局名及び指摘事項

《総合教育部 おいしい給食課》

○学校給食調理場の管理運営に係る事務処理について

おいしい給食課では、第一学校給食共同調理場及び7か所の単独調理場の調理 業務等を委託している。仕様書には、毎年度当初に業務責任者届、調理従事者届 を提出することとしているが、令和4年度は単独調理場7か所の受託事業者が未 提出となっていた。

また、取得後速やかに提出することとしている営業許可証を、契約後2年以上 経過して提出している受託事業者があるなど、適切な履行確認が行われていなかった。

契約事務では、課長・課長代理の決裁がない回議書が多数あるなど、適正な決裁処理が行われていなかった。主管課専決で行う物品購入において、分割発注や必要書類の添付漏れなど、不適切な事務執行が見受けられた。

物品管理事務では、各調理場に配置している厨房機器等の備品や消耗品、調理 員の被服等について、適切な管理が行われていなかった。

以上のように、おいしい給食課において、様々な事務処理が契約規則、物品管理規則及び事務決裁規程等に基づくことなく、杜撰に行われていた。

このような状況に至った原因を早急に究明し、今後同様の事案が起こることが ないよう、原課のみならず教育委員会事務局が一丸となって、事務の適正化に向 けた改善策を講じるよう指摘する。

#### (2) 措置内容

調理業務等の委託における書類の不備については、主担者が変更となった際に、 十分な引き継ぎがなされず、未提出の書類を確認していなかったことが原因であ り、その後の書類の点検についても行っていない状態であった。定期監査において指摘のあった時点で、調理業務等の受託事業者には、速やかに業務責任者届、調理従事者届等を提出するよう求め、令和4年12月中旬までに全ての書類を提出させ、点検の上、適正に保管している。また、令和4年12月以降は、毎月2回実施している検便にあわせて、調理従業者の名簿の突合を着実に行うほか、単独調理場に配置している衛生管理員(会計年度任用職員)が業務責任者、調理従事者の確認を行っている。今後も、契約事務担当と衛生管理担当が連携し、今回の定期監査の指摘から新たに作成したチェックリスト等を用いて履行確認を徹底する。

契約事務では、主担者の事務手続きへの理解の不足から、行政として必要な手続きを経ない杜撰な事務処理に至ったもので、管理監督者のチェックも行き届かなかったことが原因である。今回の定期監査を受け、保管書類等を再確認したところ、行政として手続き上必要な一連の書類が整っておらず、決裁手続きを経ていない事案が多数発覚するなど、不適切な事務処理が認められた。この事態を教育委員会事務局で共有し、管理監督体制の強化を徹底するとともに、全ての契約事務処理において、契約規則、物品管理規則及び事務決裁規程等に基づいた手続きの徹底はもとより、各種マニュアルやフローを周知し、提出書類の日付及び完了確認、納品書、請求書等も含め手続き一連がチェックできるよう決裁時の確実な添付を徹底した。

物品管理事務では、工事や修繕のたびに各調理場間で備品等を移動させ、それぞれ主担者へのその都度の報告がなされていないなどの理由で、備品等の管理が長期間にわたり不十分となり、廃棄や移動の手続等ができていなかった。定期監査の指摘事項について、厨房機器等の備品管理については、令和5年3月末までに全ての調理場の備品の調査を終え、備品台帳の登録及び廃棄備品の売り払いを完了し、リサイクルが必要な備品についてはリサイクル処分に向け調整している。今後、同様の事象が起きないよう備品等を移動した場合は速やかに主担者へ報告することを徹底し、管理の適正化を図っていく。消耗品や調理員の被服等の管理については、令和5年3月末までに保管場所の整理整頓を完了し、各物品の写真、規格、種類、数量等を記載した在庫管理表など、新しい様式を活用した運用について、令和5年4月7日開催の調理員及び栄養教諭等対象の春季研修において周知した。

今回の定期監査を受け、監査委員からの指摘事項と、それに対応した措置内容を共有するとともに、2度と不適切な事務執行、杜撰な事務処理がないよう課内の各役職者をはじめ、全ての職員がそれぞれの役割をしっかりと受け止めて、定期的なミーティングを行うなど職員間の情報共有を徹底することで、コミュニケーションの活性化を図り、相互に連携しながら適正な事務処理に取り組んでいく。